

兵庫県多面的機能発揮推進協議会事務処理規程

平成27年 3月23日制定

平成29年 3月21日改定

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県多面的機能発揮推進協議会(以下「推進協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会事務局の事務処理は、次表左欄に掲げる区分ごとに中欄に掲げるとおり分担して行うこととし、それぞれ右欄に掲げる者を事務責任者(係長)とする。

区 分	所掌事務	事務責任者
事業係	1 推進協議会の運営に係る事務 2 協議会規約第4条の事業に関する事務	兵庫県土地改良事業 団体連合会 総務課長
経理係	1 予算・決算に係る事務 2 会計経理に係る事務	兵庫県土地改良事業 団体連合会 経理課長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る兵庫県多面的機能発揮推進協議会文書取扱規程第5条の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る兵庫県多面的機能発揮推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑 則)

策4条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

2 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。